

施設整備方針

1 基本的な考え方について

この方針は、社会福祉法人等が令和8年度に行う施設整備に要する経費について、県が国庫補助金等（「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」）を活用した補助を行うにあたり、国庫補助協議案件を選定する際の考え方を定めたものである。

協議案件の選定に当たっては、限られた予算を効果的に執行するため、以下の整備方針に加えて、千葉県の実情や圏域内、市町村域内の整備状況等を勘案し、総合的に判断するものとする。

なお、千葉市・船橋市・柏市に所在する所在する施設・事業所については、各市が実施主体となることから、補助の対象外とする。

2 施設整備方針について

県が策定した障害者計画の趣旨・内容に沿った整備計画であり、次のものを優先的に整備するものとする。

ア 千葉県暮らしの場支援会議において支援が必要と判断された重度の強度行動障害者の受け入れや、強度行動障害者の地域移行を進めるために、共同生活援助事業所（以下、「グループホーム」という。）等の整備を図るもの。

※アの整備については、事業・暮らしの場支援推進班に別途協議すること。

イ 医療的ケア児者や重症心身障害児者の住まいの場を確保するために、医療型障害児入所施設、医療型短期入所施設、療養介護事業所又はグループホームの整備を図るもの。

ウ 強度行動障害児者、医療的ケア児者及び重症心身障害児者の日中活動の場を確保するために、通所によりサービスを提供する障害福祉サービス事業所（以下、「通所事業所」という。）、児童発達支援センター又は障害児通所支援事業所の整備を図るもの。

エ 社会福祉施設等の耐震化、非常用自家発電設備整備等「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」及び「千葉県国土強靱化地域計画」に該当する整備を図るもの。

オ 市町村が策定した障害福祉計画の趣旨・内容に沿った整備計画であり、特に市町村が必要性を認め、施設整備費（主として工事費、設計費）の補助等の支援が見込まれるもの。

カ 障害者計画の数値目標に対して、圏域内、市町村域内の施設の充足率が低い施設整備であるもの。

キ 社会情勢を踏まえ、真に緊急性及び必要性の高い整備であるもの。

3 障害者支援施設の整備について

障害者支援施設（施設入所支援）の整備について、地域生活を推進する観点から、定員数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と判断される場合に限ることとし、かつ、当該市町村の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

なお、やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合においては、施設整備の必要性はもとより、当該市町村と相談の上、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画を提示することを条件とする。

4 その他の要件等について

次の事項に留意されたい。

ア 単年度事業（令和8年度中の完了）を原則としていること。ただし、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設については、複数年度事業の協議を認めることとする。なお、年度ごとに協議を要するものとし、次年度以降の補助金の交付を確約するものではないこと。

イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること。

ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討するとともに、整備に係る資金計画や各種法令（建築基準法、都市計画法、農地法など）の許認可の状況又は見通しなど、着実な実施が認められるものであること。

オ 建設用地の確保が確実であると認められること。

カ 関係市町村との調整が十分行われていること。

キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること。

ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること。

ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、入所施設、通所事業所又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1ユニットの定員が4人以上10人以下のものであること。ただし、日中サービス支援型グループホームであって、通所事業所を同一敷地内に設置しようとする場合における事業所所在地の市町村自立支援協議会等による評価を受け、その内容を県に届け出た場合は、通所事業所の敷地内に設置することができるものとする。

また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出にあたっては、以下のとおりとする。

○地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価（+短期入所整備加算）

- ・ 1つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2（+短期入所整備加算）

○日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価+短期入所整備加算

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2+短期入所整備加算

コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること。

サ 協議施設が民間補助金の申請と重複していないこと。

シ 創設の場合は、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害児・者の安全面に配慮すること。

ス 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること。

セ 非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）が地震による停電時等に有効に機能するために、地震時に転倒することなどが無いよう耐震性が確保されている必要があり、国立研究開発法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性が確保されていることがわかる資料を提出すること。

（参考URL）会計検査院HP

https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary03/pdf/fy03_tokutyou_10.pdf

ソ 障害者支援施設の改築又は移転改築（特に老朽化に伴う改築又は移転改築）にあたっては、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割以上の削減の検討）し、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設や短期入所事業所の整備と一体的に整備するなど、中長期的な視点が求められること。なお、この一体的な整備は同一の整備計画として協議して差し支えない。

タ 原則として、大規模修繕に伴う整備の対象経費の実支出額の四分之三が当該施設を創設した場合の交付要綱に定める補助基準額を超える場合には、補助基準額を上限として協議すること。

チ 施設・事業所の業務継続にあたり、災害時における被災情報の共有は重要であることから、障害者関係施設の整備にかかる補助協議については、障害者支援施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とする。

なお、創設等、新規で事業を開始する場合は、事業開始後、障害福祉サービス等情報公表システムへの登録と併せて速やかに対応すること。

5 その他

(1) 補助基準額等について

ア 補助基準額は、整備する施設の種類に応じ、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（厚生労働省要綱）の別表にある補助基準単価又は次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（こども家庭庁要綱）の別表にある交付基礎点数のいずれかにより算定すること。

ただし、障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所の整備を行う場合の補助基準額や対象経費の実支出額等の算出にあたっては、費用按分を行う必要があることに留意すること。

イ 補助（予定）額については予算の範囲内で別途判断するもので、算定額が全額補助されるものではないこと。

(2) 補助金の対象について

ア 原則として、交付決定後の契約に係る工事費や工事事務費が補助の対象経費であること。

イ 原則として、交付決定前の設計費等の一切の費用については、補助の対象経費とはならないこと。

ウ 土地の取得に関する経費、補助協議に当たっての事務処理経費は補助の対象経費とはならないこと。

エ 地域活動支援センターの整備は補助対象外とすること。

オ 公立施設の整備は補助対象外とすること。また、公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであることに留意すること。

カ 政令市・中核市に所在する施設・事業所の整備は補助対象外とすること。

キ 整備対象建物は法人の自己所有物件とし、賃貸物件における整備は原則として補助の対象とならないこと。

ただし、障害福祉サービス事業等を行う場合に必要な、既存物件のバリアフリー化工事並びに自家発電設備及びスプリンクラー整備等、事業の基盤整備を図るための改修工事については、賃貸物件における整備も補助の対象とする。

ク 過去5年以内に監査等により行政処分を受けた法人は、補助対象外とすること。
なお、交付決定後に処分を受けた場合は、交付決定を取り消す場合がある。

(3) その他

ア 独立行政法人福祉医療機構等から借入れを行う場合、融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたいこと。

イ 協議書等に虚偽の記載があった場合は選定を取り消す場合があること。